

副 本

令和3年(ワ)第23302号 国家賠償請求事件

原 告 大川原化工機株式会社 外5名

被 告 東 京 都 外1名

準 備 書 面 (4)

令 和 5 年 3 月 1 日

東京地方裁判所民事第34部合議甲B係 御中

被告東京都指定代理人 飯 田 隼 矢 

同 寺 内 伊 織 

同 寺 本 孝 規 

同 松 本 涉 

同 高 橋 一 光 

同 川 尻 拓 也 

被告東京都は、本準備書面において、原告らに対して釈明を求める。

なお、略語等は、被告東京都の従前の例による。

### 原告らに対する求釈明

本訴訟においては、本件任意取調べにおいて、[REDACTED] 警部補が、原告島田の供述調書の確認・修正の機会を妨害したか、誘導・詐術的発言・恫喝等をしたかなどが争点であるところ（第4回口頭弁論調書参照）、[REDACTED] 警部補の取調べの状況を記録した録音等の客観証拠が存在するのであれば、当該証拠によって同警部補の言動が国賠法上違法か否かが判断されるべきことは明らかである。

そして、仮に本件任意取調べの全部ないしは一部が記録された証拠が存在するのであれば、[REDACTED] 警部補が恫喝等をしたかどうかを認定、判断するための最も直接的な証拠となり得るものであるから、裁判所による[REDACTED] 警部補の証拠調べの採否の判断に大きく寄与することはいうまでもない。

しかるところ、原告らは、令和5年2月20日付で、東京地方検察庁[REDACTED] 檢事による原告会社従業員である[REDACTED] の取調べを録音したものとして、録音データを提出していること（甲149号証）からすれば、原告島田においても、同様に本件任意取調べを録音していた可能性が考えられる。

また、原告大川原をはじめとする原告会社の関係者についても、外事一課員の取調べを録音していた可能性が十分に考えられ、これらについても、争点に関する内容が記録されていれば、証拠調べの採否の判断に寄与するものといえる。

よって、被告東京都は、原告らに対し、原告島田をはじめとする原告会社関係者の取調べ等に関する録音記録が存在するのであれば、その全てを提出するよう求め る。

以上